

○	健康増進法（平成十四年法律第百三号）（抄）（第一条関係）	．．．．．	1
○	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律 （平成二十四年法律第六十六号）（抄）（第二条関係）	．．．．．	3
○	地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）（抄）（第三条関係）	．．．．．	5
○	教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号）（抄）（第四条関係）	．．．．．	7
○	社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）（抄）（第五条関係）	．．．．．	8
○	図書館法（昭和二十五年法律第百十八号）（抄）（第六条関係）	．．．．．	11
○	博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号）（抄）（第七条関係）	．．．．．	13
○	地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）（抄）（第八条関係）	．．．．．	14
○	児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）（抄）（第九条関係）	．．．．．	17
○	介護保険法（平成九年法律第百二十三号）（抄）（第十条関係）	．．．．．	18
○	火災類取締法（昭和二十五年法律第百四十九号）（抄）（第十一条関係）	．．．．．	20
○	建設業法（昭和二十四年法律第百号）（抄）（第十二条関係）	．．．．．	23
○	建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）（抄）（第十三条関係）	．．．．．	24
○	地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）（抄）（附則第六条関係）	．．．．．	25
○	文化芸術基本法（平成十三年法律第百四十八号）（抄）（附則第七条関係）	．．．．．	26
○	健康増進法の一部を改正する法律（平成三十年法律第七十八号）（抄）（附則第八条関係）	．．．．．	27

改 正 案	現 行
（譲渡又は譲受けの許可） 第十七条 火薬類を譲り渡し、又は譲り受けようとする者は、経済産業省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。 一・二 （略） 三 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第九条第一項の規定による鳥獣の捕獲（殺傷を含む。以下この号において同じ。）をすることの許可を受けた者（当該許可を受けた者が同条第八項に規定する法人である場合にあつては、同項に規定する従事者証の交付を受けた者）若しくは同法第十四条の二第八項に規定する都道府県等（当該都道府県等が法人である場合にあっては、同条第九項の規定により当該都道府県等を同法第九条第一項の規定による都道府県知事の許可を受けた者とみなして適用する同条第八項に規定する従事者証の交付を受けた者）であつて装薬銃を使用するもの又は同法第五十五条第二項に規定する狩猟者登録を受けた者が、鳥獣の捕獲をする目的で経済産業省令で定める数量以下の火薬類を譲り受けるとき。 四〇六 （略） 2 都道府県知事は、譲渡又は譲受けの目的が明らかでないとき、その他	（譲渡又は譲受の許可） 第十七条 火薬類を譲り渡し、又は譲り受けようとする者は、経済産業省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。 一・二 （略） 三 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第九条第一項の規定による鳥獣の捕獲（殺傷を含む。以下この号において同じ。）をすることの許可を受けた者（当該許可を受けた者が同条第八項に規定する法人である場合にあつては、同項に規定する従事者証の交付を受けた者）であつて装薬銃を使用するもの又は同法第五十五条第二項に規定する狩猟者登録を受けた者が、鳥獣の捕獲をする目的で経済産業省令で定める数量以下の火薬類を譲り受けるとき。 四〇六 （略） 2 都道府県知事は、譲渡又は譲受の目的が明らかでないときその他譲渡

譲渡又は譲受けが、公共の安全の維持に支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、前項の許可をしてはならない。

3 都道府県知事は、第一項の許可をした後において、その許可に係る火薬類の譲渡又は譲受けが公共の安全の維持に支障を及ぼすおそれが生じたと認めるときは、引渡し前に限り、その許可を取り消すことができる。

4 (略)

5 製造業者又は販売業者は、譲受人が第一項各号のいずれかに該当することを確認した場合又は譲受人が前項の譲受許可証を提示した場合でなければ、火薬類を譲り渡してはならない。

6 譲渡許可証又は譲受許可証の有効期間は、一年以内で都道府県知事が当該譲渡又は譲受けに必要であると認めて定めた期間とする。

7 譲渡許可証又は譲受許可証の記載事項に変更を生じたときは、経済産業省令で定めるところにより、遅滞なく交付を受けた都道府県知事に届け出て、その書換えを受けなければならない。

8 譲渡許可証又は譲受許可証を喪失し、汚損し、又は盗取されたときは、経済産業省令で定めるところにより、その事由を付して交付を受けた都道府県知事にその再交付を文書で申請しなければならない。

9 (略)

(猟銃用火薬類等の特則)

第五十条の二 実包又は政令で定める火薬であつて、銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）に規定するけん銃等又は猟銃に専ら使

又は譲受が、公共の安全の維持に支障を及ぼす虞があると認めるときは、前項の許可をしてはならない。

3 都道府県知事は、第一項の許可をした後において、その許可に係る火薬類の譲渡又は譲受が公共の安全の維持に支障を及ぼすおそれが生じたと認めるときは、引渡し前に限り、その許可を取り消すことができる。

4 (略)

5 製造業者又は販売業者は、譲受人が第一項各号の一に該当することを確認した場合又は譲受人が前項の譲受許可証を呈示した場合でなければ、火薬類を譲り渡してはならない。

6 譲渡許可証又は譲受許可証の有効期間は、一年以内で都道府県知事が当該譲渡又は譲受に必要であると認めて定めた期間とする。

7 譲渡許可証又は譲受許可証の記載事項に変更を生じたときは、経済産業省令で定めるところにより、遅滞なく交付を受けた都道府県知事に届け出て、その書換えを受けなければならない。

8 譲渡許可証又は譲受許可証を喪失し、汚損し、又は盗取されたときは、経済産業省令で定めるところにより、その事由を具して交付を受けた都道府県知事にその再交付を文書で申請しなければならない。

9 (略)

(猟銃用火薬類等の特則)

第五十条の二 実包又は政令で定める火薬であつて、銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）に規定するけん銃等又は猟銃にもつぱ

用されるものについての第十七条（第一項第四号を除く。）、第二十四条及び第二十五条の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

けん銃等、猟銃又は古式銃砲に使用し又は使用させることを目的とする空包、銃用雷管又は政令で定める火薬の譲渡、譲受け、輸入又は消費についても、同様とする。

第十七条第一項各号列記以外の部分、同項第三号、第四項、第七項及び第八項、第二十四条第四項並びに第二十五条第一項及び第四項	経済産業省令	内閣府令
第十七条第一項各号列記以外の部分、第二項から第四項まで及び第六項から第八項まで、第二十四条第一項から第三項まで並びに第二十五条第一項から第三項まで	都道府県知事	都道府県公安委員会

2 前項の規定は、製造業者若しくは販売業者が業務のため行い、又は銃砲刀剣類所持等取締法第四条第一項第二号の規定による銃砲の所持の許可を受けた者が当該許可に係る用途に関して行なう譲渡、譲受け、輸入又は消費については、適用しない。

ら使用されるものに関しては、第十七条（第一項第四号を除く。）、第二十四条及び第二十五条中「経済産業省令」とあるのは、「内閣府令」と、「都道府県知事」とあるのは、「都道府県公安委員会」と読み替えるものとする。けん銃等、猟銃又は古式銃砲に使用し又は使用させることを目的とする空包、銃用雷管又は政令で定める火薬の譲渡、譲受け、輸入又は消費についても、同様とする。

2 前項の規定は、製造業者若しくは販売業者が業務のため行ない、又は銃砲刀剣類所持等取締法第四条第一項第二号の規定による銃砲の所持の許可を受けた者が許可に係る用途に関して行なう譲渡、譲受け、輸入又は消費については、適用しない。